

## 医療的ケア児等支援の協議の場について

### 1 協議の場を設置する理由

医療技術の進歩により、日常的な医療的ケアが必要なまま地域生活を送る障害児（医療的ケア児）が増加している。医療的ケア児が在宅生活を継続していくに当たっては、関係行政機関や関係する事業所が緊密に連携して対応することが求められている。

このような状況を踏まえ、児童福祉法第56条の6第2項では、「地方公共団体は、（略）保健、医療、福祉その他の関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講じるよう努めなければならない。」と定められた（平成28年6月3日施行）。

更に「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成29年厚生労働省告示第106号）において、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を平成30年度末までに設けることが基本とされた。

これを受けて、第1期千葉市障害児福祉計画では、同指針に沿って設置することを目標に掲げている。

### 2 医療的ケア児等支援の協議の場のメンバー（案）

各分野の行政担当者及び医療・福祉の支援者を中心に選任する。障害福祉サービス事業所は、相談支援事業の受託事業所、障害児相談支援事業所、重症心身障害児施設からそれぞれ1事業所ずつ選任する予定。その他（当事者も含めて）必要であれば随時追加・変更していく。

保健	健康支援課
医療	千葉市桜木園 訪問看護関係 《病院局(海浜病院・青葉病院)》 在宅医療・介護連携支援センター
福祉	障害福祉サービス課
	千葉市療育センター療育相談所
	相談支援事業の受託事業者のうち1事業所 障害児相談支援事業所 重症心身障害児施設関係
子育て	幼保支援課(幼稚園)、幼保運営課(保育所)
教育	教育支援課、養護教育センター

### 3 千葉市自立支援協議会へ設置

千葉市地域自立支援協議会は、障害者の地域生活を支援するため、相談支援事業をはじめとするシステム作りに関し、中核的な役割を果たし、関係機関のネットワーク構築等に向けた定期的な協議の場として設置されている。そこで、医療的ケア児等に関し専門的に連携及び支援の体制等を協議する場として医療的ケア児等支援部会を設置する。

## 4 開催日

別途日程調整の上開催

## 5 検討課題

### (1) 現状把握

- ・重症心身障害児・者及び医療的ケア児等の実態調査（千葉県）
- ・各課の重症児・医ケア児に対する対応

### (2) 対象児観の共有

- ・判断の根拠

### (3) 問題点の共有

- ・千葉市地域自立支援協議会運営事務局会議 千葉市における障害福祉の課題に関する検討会（医療的ケア等を必要とする等重度の障害のある方たちへの支援について）からの提言 平成29年7月
- ・各課の状況から出される問題点

### (4) 地域資源の確認・整備

年齢別・各分野（小児の訪看事業所、在宅小児科医、障害福祉サービス）

### (5) 支援体制の構築